

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の 推進に関する条例に基づく移住者受入・ 活躍応援計画の認定 (地域政策室、農村振興課) 873	○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要 (南丹広域振興局) 876
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事 業者等の指定 (高齢者支援課) ♪	○土地改良区役員の就退任届 () ♪
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事 業者等の廃止 () 875	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (森の保全推進課、丹後広域振興局) 877
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局) ♪	○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧 (山城北土木事務所) 878

告 示

京都府告示第607号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第8条第1項の規定により、移住者受入・活躍応援計画を次のとおり認定した。

令和5年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	認定活躍応援計画に含まれる 移住促進特別区域の名称	計画期間	認定活躍応援計画の目標	認 定 年 月 日
農のある暮らしを継承するま ちづくり計画	南丹市園部町川辺地区、南丹 市園部町摩気地区、南丹市園 部町西本梅地区、南丹市八木 町北地区、南丹市八木町神吉 地区、南丹市日吉町世木地区、 南丹市日吉町五ヶ荘地区、南 丹市日吉町胡麻郷地区、南丹 市美山町知井地区、南丹市美 山町平屋地区、南丹市美山町 宮島地区、南丹市美山町鶴ヶ 岡地区、南丹市美山町大野地 区	令和5年12月15日から 令和9年3月31日まで	多様な「農」の担い手を確 保し、豊かな里山・農村環 境と活気ある地域社会を次 代につなぐ	令 5.12.15

京都府告示第608号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
合同会社R i R i K a	訪問看護	訪問看護ステーションC u r a	向日市寺戸町久々相8の2 パレH S P206	令 5. 9. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社M y n d	訪問介護	訪問介護事業所すずらん	宇治市宇治蔭山27の1 アベニュー 中路105号室	〃
株式会社L i p s	福祉用具貸与	ライオンホームケア	長岡京市今里庄ノ淵30	〃
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具 貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉 用具販売	〃	〃	〃
株式会社メディケア・ リハビリ	訪問看護	メディケア・リハビリ訪問看護ステー ション宇治	宇治市大久保町井ノ尻39の3 中川 ビル108号	5. 10. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社L i n k L i f e	訪問看護	訪問看護ステーションおれんじ	綾部市青野町西中居63 ニコニコソ ー103号室	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人城陽福祉 会	訪問看護	訪問看護事業所ひだまり	城陽市平川浜道裏20の1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
特定非営利活動法人に じいろ笑がお	訪問看護	まみーる一む訪問看護ステーション	京田辺市三山木西ノ河原57 カルチ ェヴィラ吉勇101号室	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社けいあい	訪問看護	さがなか訪問看護ステーション	木津川市相楽台9の6の7	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社飛翔庵	訪問看護	ひしょう訪問看護ステーション	城陽市寺田東ノ口17の192	5. 11. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人徳洲会	通所介護	医療法人徳洲会デイサービスセンター 巨椋の郷	宇治市横島町一ノ坪26の3	〃
株式会社美カインド	訪問介護	ケアセンターカインド城山台	木津川市城山台1丁目28の1 シニ アライフ木津川内	〃
株式会社アップサイク ル・ジャパン	〃	ケアサポートレジリエンスプラス	宇治市大久保町久保23の16 メイク ス久保101号	5. 11. 15
株式会社ADVANC E F R E E	〃	訪問介護和京田辺	京田辺市大住関屋31の4 喜多源第 一マンション3-21号室	〃



京都府告示第609号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項及び第115条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和 5 年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ありがとう	訪問看護	訪問看護リハビリありがとう	宇治市伊勢田町中山52 ラヴェイル 京都202	令 5. 9. 30
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人京都山城福祉会	通所介護	デイサービスゆりのき	木津川市木津川台一丁目19の 1	〃
株式会社美カインド	訪問介護	ケアセンターカインド精華	相楽郡精華町大字下狛小字下馬 9	5. 10. 31
株式会社カインドライフ	〃	ケアセンターカインド木津川	木津川市城山台一丁目28の 1 シニア ライフ木津川内	〃
医療法人晴風園	訪問看護	医療法人晴風園訪問看護ステーション ゆりかご	城陽市寺田垣内後43の10	5. 11. 30
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アイ	訪問介護	訪問介護サポートセンター竹泉	長岡京市滝ノ町一丁目 3 の 5	〃



京都府告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 5 年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

綾部市上野町小倉 1 の 1、1 の 8、田野町田野山 1 の33・ 1 の34（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上野町小倉 1 の 1・田野町田野山 1 の33・ 1 の34(以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により亀岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ALPLA亀岡コミュニティSC
亀岡市篠町野条上又11番地の1
- 2 届出者の名称及び住所
(1) 株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
(2) 有限会社エヌ・ティープランニング
亀岡市篠町野条イカノ辻南34番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年7月19日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年12月15日から令和6年1月15日まで



上の池土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町池尻61の1	浅田 晴彦
〃 〃 〃 30	中川 三枝子
〃 〃 〃 80	浅田 光博
南丹市八木町屋賀永寿32	川勝 武彦
〃 〃 〃 〃 19の3	関 義之
〃 〃 〃 北屋賀国府79の1	國府 論史朗
〃 〃 〃 焼石8の5	村上 正英

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町池尻64	林 助朝
〃 〃 〃 17の1	今西 良匡
南丹市八木町屋賀南永寿5	川勝 正義
〃 〃 〃 永寿1の1	木村 幹夫

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町池尻61の1	浅田 晴彦
〃 〃 〃 41	名倉 潤
〃 〃 〃 80	浅田 光博
南丹市八木町北屋賀国府79の1	國府 論史朗
〃 〃 〃 焼石8の5	村上 正英
〃 〃 〃 屋賀永寿43	川勝 博志
〃 〃 〃 浜立7	川勝 文雄

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町池尻64	林 助朝
南丹市八木町屋賀南永寿5	川勝 正義
〃 〃 〃 永寿1の1	木村 幹夫



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年12月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
所長 山本 武史
京都市山科区四ノ宮泓37
- (2) 林地開発行為の目的
高速自動車国道の造成（宇治田原町禪定寺・岩山工区）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
綴喜郡宇治田原町大字禪定寺小字高尾6番1ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
23.2ヘクタール
- (5) 期間
平成27年10月29日から令和9年3月31日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	綴喜郡宇治田原町大字禪定寺及び岩山地区の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、車両の汚れを除去する。また、必要に応じ散水を行う。
交通量の増加	〃	資材搬入車両等の出入りに際し周辺道路の円滑な交通を確保するため、場内の車両出入口、宇治田原町道0205号線の一部及び綴喜郡宇治田原町大字岩山小字高岡地区内の農道に交通保安要員を配置する。

濁水の発生	綴喜郡宇治田原町大字禪定寺及び岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中は、場内流末最下流部に沈砂池を設置し、泥を沈下させた後に場外に排水する。完成後は、油水分離ますを設置し、路面排水の油分等を分離させた後に河川に放流する。
騒音の発生	綴喜郡宇治田原町大字岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	トンネル坑口部には防音壁を設置し、発破による騒音を低減する。また、必要に応じ仮設防音壁を設置する等、対策を行う。
河川水量の増加	綴喜郡宇治田原町大字禪定寺及び岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中においては、沈砂池を介し、現況の水路等に分散して排水を行う。完成後は、道路の路面排水を調整池に集約するため、放流量を調整した上で河川に放流する。
粉じんの発生	綴喜郡宇治田原町大字禪定寺及び岩山地区内、大津市大石小田原町の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中において、粉じんが発生した場合は、散水及び防じんネットにより粉じんの発生を抑制する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- イ 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- ウ 宇治田原町建設環境課
綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1
- エ 西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
京都市山科区四ノ宮泓37

(9) 縦覧期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和5年12月15日(金)から令和6年1月29日(月)まで
- イ 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部森の保全推進課
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興

課

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。

- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日本冶金工業株式会社
代表取締役社長 久保田 尚志
東京都中央区京橋一丁目5番8号 三栄ビル
- (2) 林地開発行為の目的
鉱さい堆積場
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
宮津市字須津小字倉橋山23番1ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
5.6ヘクタール
- (5) 林地開発行為を行う期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	宮津市字須津地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚れた場合は、所有する散水車にて清掃する。
交通量の増加	〃	場内出入口交差点に交通整理員を配置し、一般通行車両及び通行人を優先して通行させる。
濁水の発生	宮津市字須津地内の一部から野田川までに存する範囲(次の図のとおり)	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈降させた後に場外に排水する。 沈砂池の土砂を定期的にしゅんせつし、沈砂池容量を確保する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 宮津市産業経済部農林水産課
宮津市柳縄手345番地の1
- エ 日本冶金工業株式会社大江山製造所
宮津市字須津413番地

(9) 縦覧期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)まで

イ 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。



八幡市から綴喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年12月15日

京都府知事 西脇 隆俊